

令和6年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和6年9月5日（木曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山本 信悟  | 2番 早坂 美華 | 3番 鈴木 和信  |
| 4番 小川 克也  | 5番 佐野 英俊 | 6番 赤間しづ江  |
| 7番 文屋 裕男  | 8番 細川 運一 | 9番 遠藤 昌一  |
| 10番 佐々木金彌 | 11番 石川 敏 | 12番 高橋 浩之 |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |       |               |       |
|-------------|-------|---------------|-------|
| 村 長         | 小川ひろみ | 副 村 長         | 早坂 勝伸 |
| 教 育 長       | 齋藤 浩  | 代 表 監 査 委 員   | 和泉 文雄 |
| 総 務 課 長     | 早坂紀美江 | 企 画 財 政 課 長   | 渡邊 愛  |
| 住 民 生 活 課 長 | 佐野 克彦 | 税 務 課 長       | 三塚 利博 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 金刺 隆司 | 産 業 振 興 課 長   | 浅野 宏明 |
| 都 市 建 設 課 長 | 後藤 広之 | 学 校 教 育 課 長   | 森田祐美子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 堀籠 淳  | 指 導 主 事       | 福田 美穂 |
| 会 計 管 理 者   | 亀谷 明美 | 子 育 て 支 援 室 長 | 小川 純子 |

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 佐々木涼太郎

---

議事日程（第3号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 4号 大衡村教育委員会教育長の任命について
- 第 3 議案第46号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 第 4 議案第 47号 財産の減額貸付について
- 第 5 議案第 48号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第 49号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 50号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 51号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 52号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第10 報告第 9号 令和5年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書について
- 第11 報告第10号 放棄した債権の報告について
- 第12 報告第11号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第13 認定第 1号 令和5年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 2号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 3号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 4号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 5号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 6号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 7号 令和5年度大衡村水道事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

---

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第3回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番鈴木和信君、4番小川克也君を指名いたします。

---

日程第2 同意第4号 大衡村教育委員会教育長の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第4号、大衡村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 同意第4号、教育長の任命についてご説明を申し上げます。

現在、教育長を務めている齋藤浩氏が今年30日をもって任期満了となりますので、その後任として丸田浩之氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

丸田浩之氏は、昭和37年11月22日生まれの61歳であります。昭和60年に小学校教員となられてから、39年にわたり、学校教育一筋に携われ、大衡小学校校長や多賀城小学校校長を歴任、さらには、多賀城市教育委員会理事として教育行政の充実に尽力されております。

丸田氏は、教育にかける情熱には並々なぬものがあり、本村との関わりは、平成27年から3年間、大衡小学校校長として教育振興と児童の健全育成のためにご尽力いただき、教職員のみならず、地域住民からも大変信望の厚い方であります。

令和5年3月に定年退職された後に、再任用職員として勤務されており、今年度は、日吉台小学校、富ヶ丘小学校、大衡小学校において初任者の指導教員を務められております。

温厚誠実で信望も厚く、教育全般にわたる広範な見識と情熱を兼ねた方であり、本村教育委員会教育長の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑討論を行わず、

直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより同意第4号、大衡村教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は、私を除いて11名であります。

次に、立会い人を指名いたします。会議規則第32条、第2項の規定により、立会い人に11番石川敏君、1番山本信悟君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長（堀籠緋沙子君） 1番山本信悟議員。

2番早坂美華議員。

3番鈴木和信議員。

4番小川克也議員。

5番佐野英俊議員。

6番赤間しづ江議員。

7番文屋裕男議員。

8番細川運一議員。

9番遠藤昌一議員。

10番佐々木金彌議員。

11番石川敏副議長。

議長（高橋浩之君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。直ちに開票を行います。

11番石川敏君、1番山本信悟君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数11票、有効票11票、無効票ゼロ票です。有効票のうち賛成11票、反対ゼロ。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、丸田浩之君の大衡村教育委員会教育長の任命について、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

---

日程第3 議案第46号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第46号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは、議案書2ページをお開き願います。

大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。議案第46号でございます。

この条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定、罰則規定になりますが、を削除するとともに、国民健康保険法から引用する項番号を改めるものでございます。附則でございます。

施行期日といたしましては、令和6年12月2日から施行するものとし、第2項につきましては、12月1日までに交付済みの健康保険証の経過措置の規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） おはようございます。

単純なことですけれども、今回の改正は、マイナンバーカードに保険証がひもづけされたことによる改正かと理解するわけですが、まず1点、大衡村における国民健

康保険被保険者におけるマイナンバーカードの交付状況、併せまして、現在交付されている保険証、これが返還されない場合という今回の改正規定が12月2日以降適用されるんだと思うんですけども、資格確認証が何か交付されると。その辺の関係、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 全くそのとおりでございます、交付率については、細かい数字まではちょっとあれですけども、75、6%になっているところでございます。

あと、いわゆる12月2日以降、その前に8月1日をもって被保険者証、国保の保険者証が入っているかと思えますけれども、12月2日からいわゆるマイナ保険証に切りかわります。それで、前の保険証とひもづけしていない方については、議員おっしゃるとおり資格確認証というのが1年間、今、現在1年間の考えですけども、県のほうで1年間の考えで大体300人ぐらいですかね、300人ぐらい今現在ひもづけされていない方、国保に限って言えば、その方に対して1年間の資格確認証を交付するものでございまして、いわゆる罰則規定は当然あるんですけども、それに該当する方っていうのはほとんどいないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。結局、返還に応じないっていう方になりますので、資格確認証が出ますので、被保険者証のかわりにその資格確認証が保険証のかわりになるというものでございますので、国のほうからの準則っていうのが来て、国民健康法の改正による改正ということでのご理解をお願いしたいということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 理解しました。そうした場合、現在、この8月から交付された保険証、これは12月2日以降、被保険者は返す必要はないという理解でよろしいわけですね。了解しました。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） はい、おっしゃるとおりで返還の義務はないということでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 現行の15条の世帯主が法第9条第1項、もしくは、第9項であります、改正後は、もしくは第5項ってなっていますけれども、これ9項と5項は同じ内容なのかどうかちょっと確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 被保険者証という部分の文言が当然あるんですけども、その部分が削除されてございます。ですので、国民健康保険法の第9条につきましては、改正によって第7項まで削除っていうか、その削除規定があって、項が上がるという形になりますので、若干違っておりますけれども、被保険者証という文言がなくなり、資格確認証というのがそのまま生きていくような形になるという部分でございまして。若干ですけれども、違っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 若干違っているというのは、若干というのは何でしょうか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 被保険者証という文言がなくなったということでございまして、その部分が削除されて、5項という部分については、新しい部分の5項につきましては、世帯主はその世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省の定めるところにて、速やかに市町村にその旨を届けなければならないという部分が新しい国民健康保険法でございまして。この中に、前は被保険者証という文言が入っていたということでございまして。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 9項まであって、今7項まで変わったということですけども、その詳細が、変更の中身が、改正の中身がよく分からないような状況になっておりますので、次回でも結構ですけども、その辺変わった詳細をきちんと分かるようお願いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） かしこまりました。そのような形で、このように変わったという部分でのお知らせをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） この10万円以下の過料って記載ありますけれども、これ全国共通した金額なのか、それとも村独自の金額なのかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 村独自ではございませんので、全国共通の過料という形になっております。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第47号 財産の減額貸付について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第47号、財産の減額貸付についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） おはようございます。

それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第47号、財産の減額貸付についてでございます。下記のとおり、土地を減額して貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の表でありますけれども、土地の所在地等でございますが、大瓜字長町2番地から次ページ、5ページにわたりまして、大瓜字中山45番地131までの計29筆、面積にしまして、合計96万711平方メートルでございます。

貸付けの目的につきましては、ゴルフ場用地でございますが、3の減額貸付けの期間といたしましては、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間とするものでございます。

4番目の貸付けの相手方といたしましては、東京都品川区東品川4丁目12番4号、アコーディアゴルフアセット合同会社、代表社員、株式会社ゴルフ・アライアンス職務執行者、高井 毅氏となります。

5の減額後の貸付け料年額でございますが、2,674万6,194円とするものでございます。なお、土地の筆数、面積、貸付けの相手方の企業、貸付料の年額につきましては、現契約と変更がないものでございます。

このゴルフ場用地の貸付けにつきましては、平成元年10月11日から今回に至るまで継



続して貸付けを行っており、現在の契約は令和6年9月30日、今月末で満了となるものでございます。

ゴルフ場の運営を取り巻く環境につきましては、その変化から、平成11年からは、議会の議決を受けた上で使用料を減額して貸付けを行ってきたところであります。

今般、アコーディアゴルフアセット合同会社のほうから、再度、減額での貸付け更新の要請を受けているところでございます。なお、現在の令和6年9月30日までの減額貸付料につきましては、本来の1平方メートル当たり32円、面積をかけた年額3,074万2,752円とするものから13%を減額した1平米当たり27.84円。年額2,674万6,194円であり、今回の要請のありました貸付料につきましても、先ほど申し上げましたとおり同額となっているものでございます。

これにつきましては、ゴルフ場の安定した経営により村民の雇用の確保、さらには、ゴルフ場利用税の収入、なお、今回からは、これまでコロナ禍の中で休止をしておりました村民の皆様への温泉開放の優待利用の再開というのも予定されているということでございます。安定的な経営を継続することが村としても大変有用であると考えております。

よって、現在の経営環境を考慮した結果、次期貸付けにつきましても、これまでの貸付単価と同額での使用料の減額貸付けを行いたく、お諮り申し上げるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4番（小川克也君） 今回も再契約ということで、10月1日から5年間となるわけでもありません。減額する理由と減額しない場合の差額というのは、その辺もう一度、詳細をお聞きしたいと思います。

企画財政課長（渡邊 愛君） 理由につきましては、コロナ禍を経まして、だんだんと経営のほうも利用者等も増えてきている状況ではありますけれども、なかなか現在の物価高騰、一方では客単価を減少しているというようなことで、なかなか本来の経営収支までは至っていないという状況から、引き続き減額でということで依頼をされているものでございます。

なお、ご質問のありました通常の貸付け、先ほど説明の中でも申し上げましたが、通常でありますと平米当たり32円の単価で貸付けをしますと、年額といたしまして、3,074万2,752円となるところでございますけれども、ご説明を申し上げておりますとお

り1平米当たり27.84円、年額にして2,674万6,194円で貸付けしたいと考えておりますので、差額といたしましては、399万6,558円を減額しているという内容になっているものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 約400万円近く減額して、村でも貸付けするということであって、以前ですと減額の理由によって、温浴施設開放していただいた経緯もあります。

先ほど、課長答弁でも今後、雇用の創出だったり、温泉開放をしていただきたい旨を今後の契約内容でお話ししていくということでもありますので、ぜひこれから、この長年、花の杜ゴルフ場を多分ずっと貸付け、契約していくのかなと思われまますので、やはり地域に開かれたゴルフ場であってほしいなと思っておりますので、いろいろな村民に特権というか、そういうこともあってもいいのかなと思っておりますので、再度、契約する上でお話しをしていただきたいと思っております。村長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） まず、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘ありましたとおり減額はお願いしているところでございますけれども、確認いたしましたところ、村民の雇用については、52名勤めている方の中で、現在12名お勤めいただいているということでございます。そういった雇用の受皿となっているという点が1つ。

さらには、村といたしましても、ゴルフ場利用税の交付金の収入も5年度で言いますと、1,850万円程度年額で入ってきているものでございますし、先ほど申し上げましたとおり今回から温泉の優待の再開もしたいということでもありますので、村でも唯一のゴルフ場でもありますので、多くの方々に村外から来ていただいて、利用していただいて、申出がありますとおり村の方々のメリットになるように努めていただくように、今後もゴルフ場側にお話ししてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 財政課長、渡邊課長が言ったところにつきるところでございます。

大衡村ですね、今まで減額措置してしまして、今回も支配人のほうが直属に来まして、私のところにこのような申出があったところでございます。その中で、私といたしましても、地区の皆様、地区懇談会、今年早々ですか、回ったときも地区の皆様からゴルフ場の温泉という形を再開してほしいという念願もございましたので、ぜひということをお話しする前から、支配人のほうは、温泉開放に向けて尽力して、開かれた、先ほ

ど小川議員が言ったように、村民の方々に開けたものとして開けた何でしょうね、ゴルフ場としていただけるという熱い思いを頂きました。本当にありがたいことですので、これからどのような詳細は、今から詰めてまいりますけれども、内容、前回と異なるものなのかどうなるものなのか、なるべく村民の方々に喜んでいただけるような開放にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次に、石川敏君。

11番（石川敏君） 何点か確認したいと思っております。

花の杜ゴルフ場開設当初からそういう貸付けをしてきたわけでありまして、先ほどの説明では、平成11年から減額ということのようではございますけれども、当初からこの減額の割合ですね、13%減額というのは先ほどの説明だったんですが、その辺の減額の割合というのは、最初からそのぐらいのパーセントだったものか。

あと、土地の評価は、従来っていいですか、ほとんど山だったわけではございますけれども、さっきの説明で平米32円の評価ということではございますけれども、現況雑種地になってはございますけれども、その辺の評価の単価、現状の評価としての、この32円というのは評価なものか。なんていうんでしょうね。ほかの村内の固定資産の評価と同等の評価の仕方なものかどうか。

あと、13%の減額の根拠的なものをお尋ねしたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お尋ねにお答えいたします。

オープンは、貸付けの回収は、平成元年10月11日からということではございましたが、先ほど石川副議長お話しになったとおりですね。平成11年から要望があつて、議会の議決を経て減額貸付けをしております。その際につきましては、申し上げました当初の単価、正規な単価が32円ということではございまして、平成11年度からの減額につきましては、30.24円平米当たりですね、30.24円の契約としているものでございまして、こちらは32円に対しまして5.5%の減額に貸付けをしたものでございます。

さらには、平成21年の10月1日から、これも議会の議決を経まして、さらなる減額をしてはございますけれども、こちらが現行の単価、正規の32円から27.84円に平米当たり減額しているものでございまして、こちらが13%の減額となっているところでございます。

それから、評価の関係でありますけれども、現在の平米当たり32円の評価、単価算出に当たりましては、固定資産税の評価額、平米当たり800円という評価額を見ておりま

して、その4%ということで1平米当たり32円を算出しているものでございまして、その13%を減額しているという結果になっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11番（石川敏君） 減額率の経緯については、今、課長の説明を受けたんですが、固定資産の評価として平米800円の評価なんだけれども、32円として約4%、現状の評価が32円というのが解釈になるわけですか。その辺は、現状のなんていうんでしょうね。造成したのは会社側ですので、村としての貸付けはあくまでも従来の地目の状況の評価っていうのは解釈なものかどうか、その辺はどうなんですか。貸付けに当たって、土地の評価っていうような考え方としては、現況はなっていますけれども、従来の地目の評価っていうような考え方なんでしょうか。考え方だけで結構ですから、その辺。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（三塚利博君） 固定資産税の土地評価というお話でしたので、ゴルフ場につきましては、面積が広い土地でありまして、利用されていない部分が多いということで、評価は特別にゴルフ場というのは評価しているものになっております。でありますので、ただいま財政課長申し上げましたとおり、通常の評価額とは違った評価という形になります。

これにつきましては、ゴルフ場の収益性であったり、近隣の取引状況、もしくは開発コスト、そういったものなどを考慮して評価を決定しているものでありまして、記憶してるここ数年はずっと評価額は変わらないような状況となっております。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3点ほど質問をさせていただきます。

1つは、ゴルフ場については、雑種地というようにお話を受けましたけれども、前回の一般質問で村の貸付けをしているということで、農地というようにことでゴルフ場に貸しているというお話を受けた記憶がございましてけれども、その辺、雑種地なのか、農地で貸しているのか。前回は、農地として貸しているということで回答があったと思いますので、その辺を確認させていただきます。

あとは、温浴施設の再開というお話ございましたけれども、これまでは、ゴルフ場は冬場休業しておりましたが、去年かおとしから冬場も営業しております。それで、温浴施設を再開するという事は、村民の方をどこで休ませて、どういうふうにする計画なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あとは、減額の理由ですが、経営の安定化というなお話があったように思いますけれども、コロナが収束になってきて、現在、花の杜ゴルフ場は非常に混んでいるということで、なかなか予約取るのも大変だというお話を聞いておりますけれども、経営が非常によくなっているのかなと思うんですけれども、それでも減額をしなければならない理由というのは、村の調査ではどのようになっているのか。その3点をお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 大変、その説明の際の内容については、ちょっと記憶はあれなんですけれども、各地目については、4ページ、5ページにわたっての種別で示しているような地目となっているものでございます。

それから、開放の関係でありますけれども、当然通年のオープンということでありまして、その辺は調整しながらということになるかと思いますが、今後さらにゴルフ場側と詰めていく内容となっているところでございます。

それから、村民が行った場合の休憩の場所等についても、今、お話し申し上げましたとおりゴルフ場の通常のオープンとの兼ね合いがありますので、ゴルフ場側と十分にこれから打合せをさせていただきたいと思っております。

それから経営状況の関係でありますけれども、企業の業績でありますので、事細かくは申し上げませんが、そういった資料も花の杜ゴルフクラブといいますか、アコーディアゴルフアセット合同会社のほうから提出を頂いているところでございます。確かにコロナ禍での落ち込みがあって、昨年度、一昨年度から徐々に回復傾向がありまして、年間5万2,000人ぐらいのご利用があるということでございます。ただ、御存じのとおり当初の経営状況から比べますと、プレー料等の安くしたりとか、そういったことでの入場者を増やす努力もされておりますので、お客様の1人当たりの単価が下がっているような状況でもございます。

さらには、物価高騰、燃油高騰等の事情もありまして、回復基調ではあるものの、まだ、なかなか不安定な経営状況は脱していないということでございますので、村としても通常の貸付けに戻したいというようなお話もさせていただいたところでございますけれども、なかなか今、申し上げました、再度申し上げますが、客単価の減少や物価高騰、さらには、最低賃金の引上げ、ベースアップ等もありまして、なかなか以前の落ち込みをカバーできるほどの大幅な利益が現時点では望めていないというようなことで、企業努力に十分取り組んでいただいているところでございますけれども、なかなか黒字と赤字のボー

ダーラインを行ったり来たりしている状況であるというお話を頂いておりますし、以前温泉施設の関係もありましたけれども、施設の老朽化、32年オープンから経過しているということで、設備機械の老朽化とのメンテナンスにもかなり大幅に設備投資が必要になってきているというようなことの聞き取り等から、引き続き同額での減額での貸付けということで判断したものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 温浴施設のほうですけれども、営業しながら村民の利用もっていうふうなことになる、なかなか実際的には問題があるのではないかと思います。これから調整をするということですが、きちんと調整して、村民の利用がちょっとできなくなったりなんだりというのは、夜だけ利用するとか、何か変わってしまうのかどうか。高齢者も多いわけですから、今まで非常に利用者が喜んでいたと思いますので、そういう方々についての利用が支障のない形でやれるように、なお一層努力をしていただきたいと思いますし、先ほど黒字と赤字をプラスマイナスしているということですから、本来であれば企業努力をして、減額の対象まで、さらに13%の減額まででは行かないような気もするんですけれども、村内の企業でございまして、早く超安定的な形ができればいいかとは思いますが、何かもう1つ恩恵をつけていただくようなことも交渉していただいて。

今、ゴルフ人口がだんだん増えてきているようでございまして、村民の方については、なお、優待っていいですか、その辺していただくようなことも交渉していただいて実現をしていただければ、このマイナス分になった分についても、村民還元という形でいいかと思っておりますので、その辺についてどう考えているか。再度、企画財政課か村長か分かりませんが、お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 鈴木議員、おっしゃられたとおり、いろいろ村としても言うべきことは言いながら、あとゴルフ場の経営もありますので、できるだけ村民の方々にメリットがあるっていうか、恩恵被れるように、減額しているからというだけではありませんけれども、大衡村にこういった施設があるということも村民の皆様により多く理解をしていただきながら、何とかして村として、村全体として、そういった施設を盛り上げていくといたしますか、そういったところでゴルフ場の経営も健全化していくところになっていけばいいなというふうに考えているところでございまして、ご提

案のありましたいろいろな村民の方々への優遇策ですね、さらにこれはまたゴルフ場側と相談をさせていただきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員のお話の中の村民優待ゴルフに対しての優待ですね、こちらでも、少し支配人来たときもお話しさせていただいたところでございました。やはり、このくらいの減額をするわけでございますので、村民の方々への何か特権といいますか、そういうものもこれから考えていただきたいこと。また、冬場についての温泉の利用、今、温暖化によりまして、お正月でももうできるようなときもございました。今年も多分できたはずです、元旦から年末年始にかけてもやれたというところでございまして、そのときはどのような形になるんでしょうねというお話しをさせていただきました。そうなったときも支配人のほうからは、並行してゴルフ場も開きながらも、また温泉、入浴ができるような方向性で、これ今、考えていきたいというような旨のお話は頂いておるところでございますけれども、これからも話し合いを詰めていきながら、きちんとした決定した形で村民の方々にお知らせをしたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 内容については分かりましたが、やはり減額をするということは、その分、村民というか村の収入は減るわけでございます。400万円減るということでございますから、400万円、結果的には、どっかで詰めなきゃいけないって話にもなるわけでございますので、簡単に減額ということではなくて、もっと調査をして、なるほど減額しなきゃいけないというふうなことであればですけども、今のお話からすると、私的にはちょっと調査不十分な面もあるんじゃないかと思えます。きちっと向こうから出していただいて、それに伴って減額が相応だなというふうになればよろしいんですけども、黒字赤字のプラスマイナスになっているというようなことだけで減額っていうのは、なかなか難しいと思えますので、その見返りとして、見返りという表現はちょっと正しいかどうか分かりませんが、その分を村民に還元をしていただくというようなことで、減額した分を村民に還元をするというふうなことで、逆に言えば、その分でさっきの赤字黒字のプラスマイナスとは違いますが、村としてもそういうことで村民の健康増進に役立つとか、何かそういうふうなことの形でやっていただくとうろしいのではないかと思います。

反対するわけではございませんが、中身はそういうふうなことであってほしいという要望でございます。以上です。

議長（高橋浩之君） 回答は、答弁は。（「要りません」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

日程第5 議案第48号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第48号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、ご説明をさせていただきます。

説明は、議案第48号を別紙のほうでご説明をさせていただきますので、別紙の1ページをご覧くださいと思います。

議案第48号の別紙でございます。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,261万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,860万6,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表でご説明いたします



ので、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。5ページでございます。

債務負担行為の補正につきましては、追加1件でございます。総務課所管の業務でありますアナログ規制の点検見直し支援業務で、期間は令和7年度で、限度額は400万円とするものでございます。

次に、補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、次は8ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず歳入についてでございます。

1款2項1目固定資産税、1億4,000万円の増、収入見込みによるものでございます。

11款1項1目地方特例交付金、196万6,000円の増、額確定によるものでございます。

16款2項1目総務費国庫補助金は、説明記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分となっておりますが、内訳としまして住民税所得割非課税世帯給付事業の見込みによります減額と定額減税調整給付金分の増による差引きによりまして、1,219万4,000円の増となるものでございます。

2目民生費国庫補助金35万5,000円の増につきましては、説明記載のとおり地域子供・子育て支援事業事業費補助金で、交付要綱の改正による基準額変更によるものでございます。

17款2項2目民生費県補助金の増につきましても、同様の理由による増でございます。

次に、9ページをご覧ください。

18款2項3目、工作物売払い収入1,677万5,000円の増につきましては、国道4号拡幅に係る衡上地区座府地内の防火水槽撤去並びに消火栓の新設に係る補償分でございます。

20款1項特別会計繰入金につきましては、1目の後期高齢、2目介護それぞれ各会計からの繰入金の増でございます。

2項基金繰入金につきましては、2目の減債基金繰入金1億2,000万円の減。

11目企業立地促進基金繰入金5,000万円の減は、財源調整によるものでございます。

5目ふるさと基金繰入金31万3,000円は、商工費、ひら麻呂グッズ作成分に充当するものでございます。

8目赤水処理施設維持管理基金繰入金8万2,000円の増は、歳出調整分となっているところでございます。

次、10ページでございます。

21款1項1目、繰越金5,621万5,000円の増は、純繰越金確定によるものでございます。

22款4項1目雑入15万7,000円の増につきましては、説明記載の3件の増減によるものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

まず、2款総務費の1項1目、一般管理費33万7,000円の増につきまして、主なものは、10節の需用費修繕料で衡上集会所のフェンス・支柱交換分でございます。

3目財政管理費36万7,000円の増は人件費分でございます。

5目財産管理費50万5,000円の増につきましては、支障木伐採等に係る委託料となっております。

6目企画費433万4,000円の増につきましては、職員1名分の人件費が主なものでございます。

なお、その他、10節の需用費、11節の役務費につきましては、ふるさと祭り時のまき餅に係る費用でございます。

12ページ、ご覧ください。

2項2目賦課徴収費、2,513万2,000円の増につきましては、主なものは、18節負担金補助及び交付金のうち説明記載の定額減税調整給付金2,200万円となっております。

財源につきましては、歳入のところで話し申し上げました国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

22節償還金利子及び割引料につきましては、法人村民税に係る還付金並びに還付加算金分の増となっているものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費5万円の増につきましては人件費、5項1目統計調査総務費1万9,000円の増につきましては、調査員の費用弁償並びに統計大会参加時の駐車場代としての13節使用料及び賃借料となっております。

3款1項1目社会福祉総務費995万6,000円の減につきましては、主なものとして、次ページ、14ページにございますが、18節負担金補助及び交付金の令和6年度住民税均等割非課税世帯給付事業に係る減額1,005万円が主なものでございます。こちらは歳入でもご説明しました地方創生臨時交付金のほうで減額もしているものでございます。

そのほか、22節償還金利子及び割引料15万円は、国庫補助分、令和5年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業の実績による返還金となっているものでございます。

3目老人福祉費7,000円の増につきましては、こちらも県補助金、低所得者対策事業に係る令和5年度の実績による返還金でございます。

4目障害者福祉費14万2,000円の増につきましても、同様に返還分となっている、実績による返還となっているものでございます。県の補助金分でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費45万円の減につきましては、子育て支援祝い金事業の確定による19節の扶助費の減となっているものでございます。

次に、2目児童措置費9万円の増は、児童手当制度の改正に伴う事務に係る増分でございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。

4目児童館費3,000円の増につきましては、テレビの処分のための家電リサイクル券購入の手数料分となっております。

5目児童保育費32万6,000円の増は、子供・子育て支援交付金交付要綱改正に伴いまして、基準額の変更による地域子育て支援拠点事業7万5,000円の委託料の増、延長保育事業補助金の99万円の増となっております。

それから、実績によります私立認定こども園等運営補助金の229万円の減。

22節償還金利子及び割引料155万1,000円は、こちらも令和5年度の国、県の補助金、負担金の実績による返還となっているものでございます。

6目の児童福祉費も同様に、令和5年度の障害児入所給付金等の国庫補助、県負担金の実績による返還38万円でございます。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費5万円の増につきましては、脳健診に係る委託料分でございます。

次に、次ページ16ページをご覧ください。

2目母子保健費56万6,000円は、説明記載の4事業に係るもので、主なものは、こちらも22節の償還金利子及び割引料で、国庫補助、国庫負担金及び県負担金の実績による返還金54万8,000円となっているものでございます。

3目予防費142万8,000円の増につきましても、22節の新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る国庫補助、国庫負担金の実績による返還130万3,000円となっているものでございます。

続きまして、5款の農林水産業費の1項1目農業振興費582万5,000円の増につきましては、14節の工事請負費95万5,000円につきましては、万葉おおひら館の高圧開閉器の

交換等の費用でございまして、次ページ、17ページに入りまして、18節負担金補助及び交付金は記載のとおり環境整備支援事業補助金の申請、さらには見込みによる増でして487万円を追加するものでございます。

5目農地費125万1,000円の増につきまして、主なものは15節の原材料費90万8,000円で国道4号拡幅工事に係るスルースゲート1機購入分、原材料分、購入分となっております。

続きまして、6款商工費ですけれども、1項1目商工総務費46万6,000円の内訳につきましては、10節需用費、消耗品費、消耗品はひら麻呂のクリアフォルダーほか購入となっており、印刷製本費のほうにつきましては、サンバイザー、ひら麻呂をあしらったサンバイザーの印刷製本費となっております。

18節負担金補助及び交付金は、雇用促進奨励金1社1名分となっているところでございます。

なお、ひら麻呂グッズにつきましては、歳入のところでお話し申し上げましたとおりふるさと基金充当事業とするものでございます。

次に18ページをご覧ください。

次に、7款土木費の1項1目土木総務費は、人件費分15万1,000円でございます。

4項2目公園費27万2,000円の主なものは、15節の原材料費でございまして、キャンプ場芝用の肥料購入分22万8,000円でございます。

3目下水道費25万8,000円は下水道事業への支出分でございます。

5項2目定住促進住宅管理費は、北四番丁大衡線にかかる駐車場用地買収のための測量設計の業務委託料650万円となっております。

次に、19ページをご覧ください。

8款消防費1項3目消防施設費は、歳入でもご説明申し上げました、国道4号拡幅に関連した衡上地区座府地内の防火水槽の撤去、消火栓の新設のための工事請負費1,600万円となっているものでございます。

次に、9款教育費1項2目事務局費3万5,000円の増は、心のケアハウスの方々の家庭訪問のための車両の燃料費分の増となっております。

2項小学校費につきましては、学校施設の小破修繕料として20万円増としているものでございます。

次ページ、20ページをご覧ください。

3項中学校費2万7,000円の増は職員人件費分でございます。

4項社会教育費の1目社会教育総務費5万1,000円の増は、12節の委託料、村指定天然記念物に指定しました大瓜地区の法幢寺の榎の木のアルミ製の標柱設置業務の委託分9万1,000円。

ほか18節負担金補助及び交付金は、全国青年大会出場者1名の補助分でございます。

次に、4目平林会館管理費でございますが、15万円の増は修繕料分でございます。

次に、6目美術館管理費につきましては、公立美術館共同地域プログラム助成事業に係るギャラリートークの講師謝礼分の3万円でございます。

21ページをご覧ください。

5項1目保健体育総務費10万円は、スポーツ振興奨励金としての報償費分でございます。

2目体育施設管理費108万9,000円は、屋内運動場の雨漏りによる、天井ですね、カーボネート製の折版の交換工事に係る工事請負費でございます。

3目の学校給食センター管理費37万円の増につきましては、調理用並びに施設管理用の消耗品の購入、更新費用分でございます。

10款災害復旧費1項2目大衡村排水処理施設維持管理費8万7,000円につきましては、施設更新検討に係る水質検査用消耗品購入費、並びに13節の使用料及び賃借料は、検討委員の送迎のための有料道路使用料となっているものでございます。

13款1項1目予備費につきましては、財源調整分となっているものでございます。

なお、次ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 16ページの新型コロナワクチン接種事業で129万6,000円置いておりますけれども、この中身についてお伺いをしたいということと、18ページ、先ほどキャンプ場の肥料代というふうなことで説明を受けましたが、22万何ぼとかってね、原材料だけか。公園費の15の原材料費22万8,000円については、キャンプ場の肥料代と聞きましたけれども、指定管理で出しておりますので指定管理の中に肥料代というのは入っているのではないかと思いますけれども、この辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） コロナワクチンは、それでは健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） コロナワクチンの接種事業でございますが、昨年度まで国の国費で行われた接種事業でございますが、そちらの接種費用やその事務費に関わる分の額が確定したということで、そちらの精算分の返還金というふうになっております。

議長（高橋浩之君） 次に、都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 原材料費、キャンプ場の追肥分の肥料代ということで計上させていただいておりますが、指定管理のほうで除草等のほうを見ておりまして、養生のほうをしてオープンのをさせていただいたところでございますが、少し、芝、養生して安定するまでに追肥等の必要性が出るのではないかとということで、追加分といたしまして2回分を見ております。これは、指定管理に入っていない分として、初期の芝安定する分として村のほうで実施したいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） コロナワクチンの接種について、中身が説明がちょっと余りなかったものですから、その中身詳細についてお伺いしたいと思いますし、また肥料代につきましては、今のお話しですと、追加で要するにキャンプ場の芝にやるということですが、基本的には指定管理として全てやっているわけですから、村で結果的には、またお金を出してやるっていうのは、今年はたまたまやったばかりで、ちょっと十分に見えないから今年ってということなのかなと。来年以降もどんどんこういうことが続いていくということであれば、指定管理の意味がなさないと思いますので、その辺の考えはどうなっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 令和5年度に、国のほうで全て国費として行われたコロナウイルスの接種事業、ワクチンの接種代とかあと事務費関係、こちらが国費、いわゆる10分の10なんですけれども、こちら令和5年度で受けた、概算で受けていた分、こちらの事業が5年度が確定したということで、そちらの実績報告に伴う返還金というふうになっております。

議長（高橋浩之君） 次に、都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問頂いたとおりでございますが、今年度は初年度ということで、大分芝のほうも安定してきているところはあるんですが、部分的にまだちょっと安定してないところもありますので、初年度の部分といたしまして、村の部分でその辺追肥の必要性が出た場合につきましては、追肥をさせていただきたいということでござ

いまして、次年度以降は、ご指摘のとおり指定管理の中で管理をしていただきたいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 9 ページの第20款の繰入金、第2項基金繰入金について2点伺います。

説明では、財源調整という説明頂いておりますけれども、1つは、2目の減債基金繰入金、それから11目の企業立地促進基金繰入金、両基金からの多額の今回繰入額予定した繰入額を減額してるわけですが、その辺もう少し具体的に説明頂きたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今般ですね、村税等含めまして収入の増が見込まれるというところから、繰入額を減額とさせていただくというものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） まず、2目減債基金繰入金、これは目的基金、当然基金条例があるわけですが、この条例を見ますと、あくまでも起債村債の償還財源に充てるというのが基本的考えなわけですが、財源が調整出たからということで1億2,000万という今回の減額、条例運用からして特に問題ないのか、ちょっとその辺、いかがなものか伺いたいということと、それから企業立地促進基金の繰入れ5,000万減額今回していますが、あくまでも財源当初は基金予定資産など税収等の伸びで今回減額すると。歳出の動きはないわけですが、この辺、当初計画した件数的なもの、企業立地の動き、その辺、参考になりますけれども、関連で質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘いただいたように減債基金の関係については、今お話しいただいたように、経済事情著しい変動等により財源が不足する場合において村債の償還の財源に充てるとき、使えるということもありますけれども、お話いただいた趣旨の中では、特に問題がないという判断のもとで、今回こういった減額の補正とさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 企業立地奨励金のほうは、産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 当初で見込んでおりました企業立地奨励金につきましては、まず決定者数が5社で、今年度1社4月に決定しましたので、プラス1社。そのほかに見込みとして3社ほど見込みとして予算上計上しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 減債基金の繰入れについては、条例運用上問題ないというふうに説明いただきましたので、そのように理解しますけれども、理解します。

それから、11目の企業立地、動きについて説明いただきました。今回財源としては、このように5,000万減額しているわけですが、今後の企業立地の動きによっては歳出の追加といたしますか、当初に比較しての追加やらが発生してくると理解してよいのか、最後にその点だけ確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 先ほどご説明したとお見込みとしても3社ほど見ておりますので、それを超える社数もしくは奨励金を交付する金額が上回った場合は、歳出の補正も必要になってくるかと考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 20ページ、社会教育総務費の中で委託料ということで、大森の榎の木の案内板ですか、表示板ですか。アルミでつくるってようなお話があったんですけども、その内容と、それから村の天然記念物になったわけなんですけれども、天然記念物としてこれからどのように扱っていくのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（堀籠淳君） 業務委託料9万1,000円でございますけれども、こちらの令和6年4月1日にですね天然記念物として、法幢寺の裏側の榎の木ですね。教育委員会のほうで天然記念物と指定しておりまして、標識を設置するものでございます。高さが155センチ、幅が16センチということで、材質についてはアルミ製で劣化しにくいという材料を使用して、標柱の設置を行うものでございます。この榎の木につきましては、村の天然記念物として、天然記念物については第1号ということで、これは樹齢が約720年ほどということで大変巨木でございます。いろいろ木の空洞あったり、あとはコケが生えたり、そういった部分で傷んでいるというような状況でもございます。

そうした中で、周りの敷地の管理につきましては、こちらの村の所有地ということになっておりますけれども、法幢寺の護寺会の皆様のご協力を頂いて、墓地周辺の草刈りと併せて年に数回、除草作業を行っていただいているところでございますし、また榎の木自体につきましては、樹齢約720年というふうに言われていますけれども、どの程度現状で傷んでいるかどうか、こういったものをいわゆる樹木医の方に診ていただいて、



その結果によって適切に保存といいますか、維持管理を行えるというような考えでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 天然記念物、村で指定している天然記念、初めてだと思います。近くには、富谷市に亀杉っていう天然記念物がございまして、この亀杉につきましては、御存じのとおり伊達政宗があそこで狩りをしたときに急に亡くなった鷹を偲んで、近くの農家から甕を頂いて、その甕に鷹を入れて地中に埋めたと。その記念に目印に植えたというのがその亀杉という、450年ぐらいになるっていう杉でございます。

その杉を見ますと、表示板というのは石碑でございました。アルミじゃなくても大きな石碑で、その由来が書いてありましたし、そして亀杉については、下がちょっと子供たちが入って危ないんじゃないかっていうことだと思うんですけども、フェンスで囲ってあります。見る人から見れば、動物園に行って動物を見ているような状況だというふうに書いてあるんですけども、そうした嚴重の中で保護しているところもございません。

大衡村の場合は、そのままでやりたいっていう現状でございますけれども、今言ったようにもう700年を過ぎている榎の木でございますから、相当、木も弱っているのかなあというふうに思いますし、また、榎の木を見ますと、枝がもう地面につくぐらいに伸びているんですよ。今、課長が言ったように、あその整備は護寺会の人たちが行っております。そうしますと、地面につくくらいまで来る木が、今度は枝が邪魔になってくるわけですよ。そうしますと、それをどのようにしたらいいかって、天然記念物になれば少し悩むのではないかなあというふうに思いますので、その辺を地元の護寺会のほうとの話合いの中できちっとしてもらいたいなというふうに思います。

その辺についてお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（堀籠淳君） これまで周辺の除草のほかに、枝垂れ下がっている部分についても、護寺会の皆様で枝を切っていただいたというふうには承知しております。ただ、今後は、切る部分についていろいろ状況を常に確認しながら、管理上は護寺会の皆様との話合いも当然必要かと思っておりますし、一方で村の予算を計上して枝打ちといいますか、枝切りの対応も今後、必要になってくるのではないかとというふうには考えておりますので、いずれにいたしましても村第1号の天然記念物としての巨木でございますので、適切に

今後も管理をしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、石川敏君。

11番（石川敏君） 歳出のほうで2件伺います。

物価高騰対策の交付金事業としまして、定額減税、それから住民税の非課税世帯への給付金とこうあるわけですけれども、いずれも6月補正で予算措置されておりまして、今回、実績に応じたような補正かなというふうに理解するんですけれども、大分当初6月に設定した金額との違いもあるようですので、その時点で見込んでいた人数、今現在では大体確定しているのかなと思いますけれども、当初見込んだのと現状での状況人数とか、その辺の状況をまず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（三塚利博君） 定額減税の調整給付金につきましては、6月補正予算のほうで計上をさせていただいたところであります。この際の積算につきましては、給付対象者約1,000人弱を見込んでおったところでございます。

今回、補正予算計上させていただきました内容といたしましては、6月補正につきましては、村独自のほうでちょっと対象者、給付金額のほうを算定させていただいたところだったんですけれども、6月に国のほうから電算システム、算定ツールのほうの配布がありまして、これでもって具体の給付対象者、給付金額のほうを算定させていただきました。その結果に基づきまして不足額が生じたので、今回、増額で計上させていただいております。内容といたしましては、住宅ローン控除を受けている方216名、所得税分の給付金といたしまして1,626万円が不足しておりましたので、これが主な内容となっております。こちらにつきましては、所得の種類や控除額など複数の要素、考慮する給付金事業となっております。対象者を特定する基準が大変複雑となっております。所得税分の定額減税給付金における対象者というのは、前提として所得税が課税されている方が対象になるんですけれども、ただいま申し上げました住宅ローン控除を受けている方というのは、所得税がゼロ円、非課税となる方でありましたので、当初の対象者抽出の段階では、情報、完全に村のほうで把握できかねておりました。これは、国が取り扱う所得税情報であったために、詳細な情報を把握することができなかったというのが原因でございます。

調整給付金の内容については以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） では、健康福祉課分住民税の均等割非課税等世帯への給付事業についての減額の内容について説明させていただきます。

6月の補正計上段階の世帯数でございます。非課税世帯を75世帯、均等割のみの世帯を115世帯、子供加算を25人として計上しておりました。

6月の補正でございますので、こちらの住民税の税額を算定した上での計上ということになるんですが、計算の段階では、まだ村の住民税確定していない段階での事業を開始しなければならない時期ということで、見込みの段階で出させていただいた数字でございます。

実際のシステムの改修が終わりまして、住民税の課税のほうも決定しておりますので、そちらのほうで対象者の抽出、改めて行ったところ、今回の減額補正ということでございます。

現在の補正後の見込み世帯数でございますが、非課税世帯48世帯、均等割世帯45世帯、子供加算を18人と見込んでおります。こちらの均等割非課税世帯については、村で課税状況が把握していない転入者等のものも含んでおりますので、若干、実績より多めの計上というふうになっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11番（石川敏君） 今、非課税世帯への給付金は、世帯数人数、報告あったんですけども、定額減税のほうは最終的に何人になっているんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（三塚利博君） 全体の説明で抜けておりました。大変申し訳ございません。

調整給付金の現在の確定したものにつきましては、1,145人が対象者でありまして、給付金の総額は5,466万円となっております。こちらの金額の補正ではなくて、今回それに若干プラスした金額を補正しております。

この内容につきましては、まだ税務課のほうでも見込みの把握はちょっとできかねるんですけども、所得税分は令和6年分の所得税が対象になりますので、今後、給与所得者の年末調整もしくは事業所得者の確定申告の結果によりましては、追加で調整給付金の給付が出てきますので、そういった方々も若干見込んだ上で補正予算のほうを計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 石川敏君。

11番（石川敏君） いずれも、両方とも現在の給付に当たっての手続やっている最中かなと思うんですけども、今の現状の事務の状況、それから対象者の方々への実際の給付の時期ってというのは、いつ頃になるような見通しなんでしょうか。その辺をまず概要だけ伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） では、まず税務課長。

税務課長（三塚利博君） それでは、税務課分の調整給付金につきましては、8月28日に、例えば申し上げました対象者1,145名に対して通知のほうをさせていただいております。

給付金につきましては、通知した方々から振込先、給付金額の確認ということで村に返信を頂いて、その上で振り込みをさせていただくものとなっております。昨日現在までで140件、返信のほうございまして、うち60件、355万円分を振り込みする伝票処理のほう終わっているような状況でございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 健康福祉課のほうの給付事業も既に始まっておりまして、第1回目の振り込みが8月30日でございます。今まで8月30日、9月6日、9月13日まで支払いの確定振込を行っております。

非課税世帯については25世帯、均等割のみ世帯は33世帯、子供加算分は14名分を既に給を決定し、実際の振り込みを完了しております。

なお、こちらの給付事業でございますが、申請期限が10月31日までとなっておりますので、実際の事業完了が10月中というふうに見込んでおるものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、山本信悟君。

1番（山本信悟君） 私のほうは、歳入歳出にあらわれてきている防火水槽と消火栓について。

まず、防火水槽については、前回私もお話しした経過がありまして、工事が4号線の拡幅ということで理解しておりました。この度、消火栓についても1,600万円ということで計上されているわけでありまして。その消火栓について工事の完了だったり、どこまで進んでいるのか、その辺聞きたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今般、この工事につきましては、御存じのとおり国道4号線拡幅工事に伴います防火水槽の撤去によるものでございます。この撤去を行いまして、防火水槽の代替といたしまして、消火栓を2か所設置するものでございます。この事業につ

きましては、国の審査が終わりまして、ようやく今月から動き出すものでございます。  
これから入札を行いまして、業者選定ということになりますけれども、国のほうからは  
年内に工事を完了するようというところでございますので、これからの入札ではござい  
ますが、工期を12月27日までというふうに現在のところ、決めているところでござい  
ます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 2 か所ということで、今の防火槽あった付近から遜色のない距離になっ  
てくるんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 消防署と協議の上、2 か所設置をしてございます。

現在の防火水槽が設置されている場所から道路を挟んで向かい側に1 か所、その後、  
その防火水槽の後ろ側に位置するところでの1 か所ということでの2 か所の設置でござ  
います。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） ふるさと祭りの企画費についてお伺いします。

こちらほとんど人件費1 人分と言っていたんですが、人件費は、もともと何人分の予  
算をとっていたのかと、あと、まき餅の材料費だと思うんですが、こちらは約何個分を  
振る舞う予定なのか。

それと、ふるさと祭りの内容とかお決まりでしたら、お伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） まず、ちょっと説明が不十分だったかと思います。

11ページの企画費の項目の1 番最初のところの説明書きをご覧頂きたいと思います。

総務、企画総務費につきましては、企画財政課所管分のところではございまして、大衡  
ふるさと祭りに係る分と項目ごとに分かれております。この2 つが含まれたものが以下  
に節として分かれているということでございまして、人件費につきましては、企画財政  
課の職員1 名分の増員分の人件費となっているものでございます。

そこまで一応企画財政分としてでございますので、お祭りのほうについては、産業振  
興課長のほうにお願いします。

議長（高橋浩之君） 次に、産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 餅まき用の米、賄い材料費につきましては、モチ米代60キロを

見ておりまして、個数とすれば、およそ1,400個から1,500個程度になるというふうに想定しております。

ふるさと祭りの内容につきましては、先日実行委員会が開催されまして、内容、プレゼンをされた業者のほうが決めたんですが、今、現在詳細なスケジュール等を詰めているところですので、もう少々お待ちいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ありがとうございます。

1つだけ聞きたいです。花火が上がりますか、上がりませんか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 花火はございません。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 皆さんが楽しみにしている花火が上がらない理由だけお願いします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） ふるさと祭りにつきましては、日中午前10時から午後3時半までの開催予定の時間というふうにしておりますし、仮に花火を夜上げるとしても、国道4号、役場周辺だとかそういった場所、どの辺にするのかにもよりますけれども、仮に国道4号の近辺だとすると、交通規制ですとかそういった諸問題がありますので、基本的にはふるさと祭りについては、これまで同様、花火の打ち上げというのは検討もしていないという状況でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 17ページですけれども、農業の環境整備、この内容についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 今回計上させていただいております環境整備支援事業の補助金につきましては、事前に、今現在の予算残額がもう既に3万3,000円しかございません。事前に、今現在相談があるのが2件ありまして、金額をお聞きますと200万円を超える額、さらに昨年度の同時期から年度末までのものを推計してみますと、280万円ほどございましたので、それを合算して487万円の要求をさせていただいたということになります。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 使い道っていうか、予定、どのような方向で使われるものに予定されているのかなど。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 事前相談あった2件のものについてということかと思いますが、どちらも田んぼを2枚1枚にするですとか、そういった作業効率を上げるための農地整備ということでの内容となっております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大体今までのやつだと個人でなく業者委託というのが多いわけなんですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） もちろん個人で機械をリースされる方もいらっしゃいますが、8割9割方は、業者委託のほうが多いかと思われま。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第49号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第49号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、議案第49号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議案第49号別紙、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,340万3,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細でご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

6款1項1目、繰越金1,101万7,000円の増、前年度繰越額1,801万7,768円に係るものでございます。

次に、歳出でございます。次のページ、7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費33万8,000円の増でございます。印刷製本費の増で、先ほど前の保険証に係る質問もございましたが、国保資格確認書印刷業務によるものでございます。

8款予備費1,067万9,000円につきましては、財源調整となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第50号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第50号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕



---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第50号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第50号別紙、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,420万3,000円とするものでございます。内容につきまして、は事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

8款1項1目繰越金でございますが、令和5年度決算繰越金による増額でございます。歳出のほう、7ページをお開き願います。

1款3項1目認定調査費等費、10節の需用費の増は、介護認定調査に関わる調査票の単価増額による補正でございます。

2款1項4目居宅介護住宅改修費は、説明欄、居宅介護と予防介護の一部予算の入替えでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金積立て分の増額でございます。

次の8ページでございます。

6款1項2目償還金につきましては、令和5年度実績に伴う国県並びに支払基金への補助金交付金の返還分の計上でございます。

2項1目一般会計繰出金は、令和5年度分の事務費等の実績による一般会計への繰り出し分の計上でございます。

7款1項1目予備費の計上は財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第51号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について  
議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第51号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算  
の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、議案第51号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第51号別紙、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,531万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細で申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目、繰越金131万円の増でございます。前年度繰越額131万172円によるものでございます。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金85万7,000円の増、これにつきましては、出納整理期間中の納付分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金45万5,000円の増額と、4款予備費2,000円の減額については財源調整となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳出について7ページ。2款の広域連合への納付金、これ説明で出納期間中の納付とありましたが、もう少し詳細について説明してください。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 令和5年度の出納整理期間中の歳入、村で受けた歳入分について

て4月5月になりますけれども、その分について広域連合へ納付すると。ですので、広域連合は3月いっぱい、令和5年度分はそこで決定するんですけども、大衡村の歳入としては4月5月分も市町村納付金が出てくるという形で、歳入で受けたものを、出納整理期間中の歳入で受けたものを広域連合のほうへそのまま納付金として、負担金として出してやっているというそういった感じの内容でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 受皿の広域連合における、8月決算議会あったんですけども、その中では、市町村からの納付金についての追加補正予算等はなかったものですから質問しておるわけですけども、広域連合における補正はそうすると、いつの段階でこれは発生してくることになるのでしょうか。当初で示された額を村で予算措置していると理解しているわけですけども、そうすると、今回の追加っていうのが、その辺理解できない故に質問した次第です。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 先ほどの説明がちょっとあれですけども、広域連合についての決算については、3月で令和5年分ということで締めます。ですので、ただ大衡村の歳入としては、出納整理期間4月5月分ということで歳入として受けるわけでございます。

ですので、その分の広域連合の歳入としては、令和6年度分という形になりますので、8月の決算議会ですかね、その部分私も確認はちょっとしていませんけれども、歳入として出てきていないということは、12月かそこら辺については定かではございませんが、その部分で多分計上されるのではないかなというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 出納閉鎖時期との関係理解したわけですけども、そうしますと今後、広域連合のほうでは、その分市町村からの大衡で85万7,000円ということは、全県下で見ますと大変な金額ですよ。それらの追加補正予算案では、今後っていうか、後は予算議会しか広域連合の場合ないんですよ、2月。その時期に改めて追加補正の広域連合としての補正予算が発生するという理解でよろしいのか、最後に質問します。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 当然何ていうんですかね。広域連合は、令和6年度の予算という形になりますので、歳入として受けますので、当初予算で入っていなければ、当然全

県下、出納整理期間ありますので、全県下でそういった金額が当然補正予算という形で  
2月の議会になるのではないかというふうに考えられます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。  
これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第52号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第52号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正に  
ついてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第52号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は総則についてで、令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第2号）は次  
に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会  
計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでござ  
います。

収入第1款下水道事業収益及び支出の第1款下水道事業費用3億5,451万3,000円にそ  
れぞれ4万円を追加し、3億5,455万3,000円とするものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第3条は資本的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会  
計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでござ  
います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,712万7,000円は、損益勘定留  
保資金1,712万7,000円で補填するものとするものでございます。

資本的収入及び支出の収入の第1款資本的収入1億9,414万2,000円に127万3,000円を追加し、1億9,541万5,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出2億1,126万9,000円に127万3,000円を追加し、2億1,254万2,000円とするものでございます。

第4条は特例的収入及び特例的支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第4条の2で定めた、未収金1,530万円を1,207万9,000円に、未払金570万円を1,272万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条は企業債について定めたもので、合併処理浄化槽事業債の限度額370万円に70万円を追加し、440万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして5ページの予算説明書のほうでご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてで、1款2項2目他会計補助金4万円の増につきましては一般会計からの補助金です。

支出第1款1項3目総がかり費4万円は、5節の手数料の補正となりまして、各種公金支払い時の手数料の追加となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入です。

1款1項1目企業債70万円の増。

2項1目他会計補助金21万8,000円の増。

3項1目、国庫補助金25万3,000円の増は、循環型社会形成推進交付金の増額です。

4項1目下水道事業負担金につきましては、合併処理浄化槽分担金の増額といたしまして10万2,000円の増になります。

こちらの第1項から第4項、それぞれの補正につきましては、浄化槽設置工事費1基分の増額に伴う補正になるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出の1款1項2目浄化槽費127万3,000円の増につきましては、浄化槽設置工事費1基分の増額補正となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 7ページの資本的支出建設改良費、浄化槽1基分の歳入歳出とも1基分

について追加するという内容と受けましたけれども、当初でたしか7人槽5基分、予算置かれているはずですけども、今年度の申請、今回予定を上回る1件あったから今回追加するという内容にとるわけですけども、その申請状況を伺いたと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問のとおりでございまして、当初予算の要求上は7人槽5基を予算計上させていただいております、現時点で既に契約済みのものが5人槽1基、7人槽1基、10人槽1基を契約済みでございまして、今後発注予定が5人槽1基、7人槽1基分を今後発注予定となっております。

その後に設置希望申請あった場合に対応できなくなることから、今回1基分を追加補正させていただくものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 今回の補正で、追加でさらなる申請あった場合は、さらに事業費を計画するという理解でよろしいのか、最後に伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、今後どのタイミングで、どのようにちょっと申請の希望入るかというのが分からない形になりますので、ご質問のとおり対応させていただきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 2ページの特例的収入と特例的支出っていうのがございまして、4条で予算額、未収金1,500万が1,200万に。あとは、逆に未払金が570万から1,200万にそれぞれ改めるというふうになってますけれども、この理由は一体何ですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この特例的収入及び支出につきましては、今年度4月1日から特別会計のほうから企業会計のほうに移行しております、その関係で発生する収入及び支出になります。

当初予算上は見込みということで、年度末時点を想定した中で出納整理期間がないということで、その後に発生する見込み、または支払いを未収金及び未払金ということで想定したものでございますが、今般、その額が確定したことから補正をさせていただいたものでございまして、当初予算要求上は、11月12月時点での見込みという積算ということでございましたので、今回確定したものであるということでご理解いただければと思いま

す。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 増減ございますけれども、この確定した中身は一体何なんですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 中身といたしましては、まず未収金につきましては、3月31日で会計締めしております、その後に通常でいうと出納整理期間に発生する、例えば3月分の使用料金ですとか、そういった金額の部分の収入があった分ですね。4月5月等に収入があった部分についての金額確定したものでございまして、未払金につきましては、3月の下旬等に終了しました工事ですとかその業務委託料の分ですね、3月中に支払いができなかった分が4月5月以降に発生した部分について支払った分ということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 未払金については分かりますが、未収金が1,500万から1,200万に減ったってうちのの中身は何なんですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、あくまで当初予算上は、11月の時点で積算で概算ということで、収入、使用料ですとか、起債の借入れ等々を想定したもので積算しているものでございまして、この1,207万9,000円につきましては、その部分が確定したものといたしまして、令和5年度現年度分の予算、または過年度未収金に係る部分の確定した金額、また、借入れ等の収入の部分ということで見込んだものでございまして、ちょっと積算の精度の部分にもありますけれども、あくまでその当初予算の見込みとの差ということでございますので、そういったことでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 報告第9号 令和5年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 日程第10、報告第9号、令和5年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書

についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書11ページをお願いいたします。

報告第9号、令和5年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書について、令和5年度大衡村水道事業会計予算の建設改良費の繰越額は、別紙のとおり繰越したので、地方公営企業法を第26条第3項の規定により報告いたします。

今回の水道事業会計の繰越し事案につきましては、国道4号拡幅関連の水道管の移設工事関係といたしまして、国土交通省発注工事等との調整の兼ね合いで工事を繰越しさせていただいた事業になりますが、この繰越し事案につきましては、地方公営企業法の適用に基づきまして繰越計算書を作成しまして、本来であれば、前回の議会、令和6年度第2回定例会でご報告を申し上げるところでしたが、報告が漏れておりました。改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、繰越計算書の内容につきまして、次のページ、12ページでご説明をいたします。

報告第9号別紙でございます。

繰越し事業は、資本的支出の1款1項建設改良事業で、予算計上額1億7,128万3,000円に対しまして、支払い義務発生額は2事業分で4,547万2,900円。翌年度繰越額が1億2,581万円で国道4号拡幅関連の水道管移設工事分になります。これらの財源内訳につきましては、国土交通省からの補償費にあたる工事負担金が6,845万7,119円。差額の5,735万2,881円は、損益勘定留保資金を充てるものとなっております。

報告は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

---

日程第11 報告第10号 放棄した債権の報告について

議長（高橋浩之君） 日程第11、報告第10号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---



議長（高橋浩之君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書13ページをお願いいたします。

報告第10号、放棄した債権の報告について、大衡村債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条例第13条の規定により報告いたします。

次のページをお願いいたします。

報告第10号別紙でございます。

債権放棄調書になります。

債権放棄の年月日は、令和6年3月29日です。

令和5年度に放棄しました水道料金についてになりますが、債権につきましては、全て個人の債権で5名分の債権放棄になります。

債権放棄の事由は、条例第12条第4号該当の消滅時効によるもので、5名のうち2名は、第6号の自己破産も該当するものでございます。

平成25年度から平成30年度までの合計件数が80件、金額は48万4,847円で年度別の内訳は記載のとおりとなっております。

報告は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

---

日程第12 報告第11号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（高橋浩之君） 日程第12、報告第11号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

次ページ、16ページ、ご覧ください。

まず、最初に1の健全化判断比率の公表等でございます。

これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくもので上の表の左から4列目以降、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とございますが、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、これらの4つの財政指標を健全化判断比率として定められているものでございます。

本村の場合、いずれにつきましても赤字になっていないため、数値としてはあらわれていないハイフンでの表記となっておりますが、参考までに実数値を申し上げますと、実質赤字比率はマイナス4.67%、連結実質赤字比率はマイナス26.66%、将来負担比率はマイナス43.2%となっております。

なお、実質公債比率は昨年度同率の5.9%となっております。

次に下の表の2の資金不足比率の公表等でございます。

これにつきましては、財政健全化法第22条によるもので、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して経営状態の悪化の度合いを示すものでございますが、法適用水道事業、非法適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、以上3会計のいずれにつきましても資金不足に該当しないため、数値としてあらわれないハイフンの表記とこちらもなっているものでございます。

こちら参考までに実数値を申し上げますと、法適用水道事業はマイナス285.94%、法非適用下水道事業特別会計はマイナス0.44%、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計はマイナス12.29%となっているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

ここで、監査委員から令和5年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） それでは決算意見書の25ページになろうかと思えます。そこを開いていただきたいと思えます。

今の財政課長から報告があった報告第11号別紙に基づいて審査をしております。

これは、村が財政悪化にならぬように審査して、それを監査意見として出して、議会の審議を頂くというもので審査意見書を出すものであります。

審査の方法は、ここに載っているとおりであります。書類、先ほどの別紙が適正に作成されているかどうかというのを事業として実施しております。

審査の期間は、令和6年7月24日から25日となっております。

審査結果。

総合意見としまして、いずれも先ほど財政課長が申したとおり国が定めている早期健全化比率を下回っていないということが認められました。要するに健全化を確保しているということです。

それで、下の表ですけれども、各比率の状況、これについては、先ほど課長が申したとおりですけれども、健全化判断比率、令和5年度、早期健全化基準、財政再生基準、そして①実質赤字比率、ここで早期健全化基準、昨年も申しましたけれども、この比率がイエローカードということで、これを超えたイエローカードですよってということでちょっと認知していただければいいと思います。

それから、右側の再生基準というのは、レッドカードですよ。このイエローカードの早期健全化基準を上回ってしまうと財政状況は悪化しているが、自主的な努力で何とかなるだろうという段階の比率であります。

それから、財政再生基準というのは、かなりもう財政の状況が悪い。これがもう20%を超えてしまうと国とか県の関与が関わってくる。財政再生化をまず財政健全化の基準再生を実行するというので、これを20%以上になってしまう起債の発行が制限されるという状況になります。

実質赤字比率については、先ほど財政課長が言ったとおり数字は出ないんですけれども、マイナスの4.67%、早期健全化15.0%と財政再生基準は20.0%。

②連結実質赤字比率、ここはマイナスの26.66%、3番目の実質公債費比率、これは3か年の平均になろうかと思います。先ほど言ったとおり昨年度と同じ5.9%という数字になっております。

それから、④の将来負担比率、これはマイナス43.2%、将来負担はなしということでもあります。

(2)として、個別意見。

実質赤字比率、連結実施費赤字比率、将来負担比率については、実質赤字になっておらず、良好と認められる。

それから、実質公債比率については、令和5年度の実質公債比率は5.9%となっております。

り、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好であると認められます。

それから、(3) 是正改善に要する事項は、特に指摘すべき事項はないという意見があります。

以上です。

それから、26ページの経営健全化審査意見書のほうの意見書を報告します。

これも審査の方法としては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。

この経営健全化の審査を行うというのはなぜやるのかっていいますと、赤字が大きくなってからでは一般会計、ほとんどの企業会計というのは一般会計からの繰出金となっている会計でありまして、赤字が大きくなってからでは一般会計に何て言いますか、一般会計が影響を及ぼすのが大きくなる。その前に各企業会計の経営を事前にチェックするというのでやるものであります。

審査の期間は、7月24日から25日。

### 3、審査結果。

総合意見としまして、いずれの会計における資金不足比率については、国が定めている健全化基準を下回っていることが認められました。

それから下の表は、先ほど企財課長が言ったとおりですね。令和5年度の資金不足比率、水道事業高適用の水道事業会計においてはマイナス285.94%、それから法非適用下水道事業会計においてはマイナス0.44%、それから戸別合併浄化槽特別会計においてはマイナス12.29%という数字になる比率になっております。

(2) 個別意見としまして、資金不足比率について水道事業会計、下水道事業特別会計、戸別合併処理所浄化槽特別会計について、令和5年度の資金不足はない。今のところ良好な状態であると言えます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘する事項はない。

以上、意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（高橋浩之君） 以上で監査委員の報告を終わります。

- 日程第14 認定第2号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 令和5年度大衡村水道事業会計決算認定について
- [議案は末尾に掲載]

---

議長（高橋浩之君） ここで、お諮りいたします。

日程第13、認定第1号、令和5年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第3号、令和5年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第4号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第5号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第6号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第7号、令和5年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明願います。

それでは、企画財政課長、説明願います。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、認定第1号の令和5年度大衡村一般会計歳入歳出決

算認定についてご説明をさせていただきます。

令和5年度大衡村歳入歳出決算書の1ページでご説明をさせていただきます。

それでは、今お話もありましたとおり一般会計の要点・概要についてのみご説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

基本的には前年度、令和4年度との比較でご説明させていただきたいと思っております。

1款村税につきましては、1項の村民税から4項のたばこ税まで合わせまして収入済額は17億9,416万1,847円で、村民税は個人、法人とも10.8%ほど減少したものの、固定資産税につきましては10.3%の伸びにより、前年度より4.6%の増となっているものでございます。

なお、不納欠損額768万617円は、村民税、固定資産税、軽自動車税の3税目分でございます。

収入未済額につきましても、たばこ税以外の3税目分となっております。

2款地方譲与税は0.8%の増となっているものでございます。

4款1項配当割交付金は21.9%、39万7,000円の増でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金は79.2%の増となっております。

6款1項法人事業税交付金は、19.3%の増でございます。

11款1項地方特例交付金、9.7%の減となっております。

12款地方交付税交付金は、税収等の伸びによりまして15.9%、1億4,317万1,000円の減となりました。

次に、16款の国庫支出金は、前年度比27.3%の減となっております。主な要因は2款国庫補助金で36.5%の減となっております。また、収入未済額1億47万2,850円は、繰越明許6件分で社会福祉費、保健衛生費及び道路橋梁費に係る分でございます。

17款県支出金13.3%の増でございます。

次の18款財産収入は5.7%の減。これは2項の財産売払収入の減によるものでございます。

19款寄附金は、51.9%の減となっております。

20款繰入金は68.7%の増となっております。

次に、21款の繰越金は108.1%、5,542万8,575円ほどの増となっております。

22款諸収入は5.3%の増でございます。

3 ページに移りまして、23款村債は32.4%の増。収納未済額1,230万円は繰越明許1件分でございます。

歳入の合計といたしまして、収入済額は前年度比4.4%増の、53億6,851万7,557円。不納欠損額は768万617円。予算に対する収入率は98.5%でございます。

収入未済額が1億4,408万2,094円で、この中に繰越事業分も含まれております。

対前年比にいたしまして歳入、2億2,647万6,525円増で、割合にして4.4%の増となったものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

歳出のほう、概要についてまたご説明させていただきます。

こちらにつきましても、対前年度比をベースにご説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費から 6 項の監査委員費まで1,339万5,102円の増、1.6%の増となっております。

なお、繰越しにつきましては、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード及び戸籍情報システムの改修業務に関わるものでございます。

3 款民生費は、1 項社会福祉費から 4 項の災害救助費まで合わせまして、前年度比3.1%の減となっております。

なお、繰越しにつきましては、社会福祉費の非課税世帯等生活支援臨時給付金事業分でございます。

続きまして、4 款の衛生費は1 項の保健衛生費から 3 項の上水道費まで合計で対前年度比0.1%の増でございます。

なお、こちらの繰越しにつきましては、保健衛生費のコロナワクチン接種事業の委託料分となっております。

続きまして、5 款の農林水産業費は1 項農業費、2 項の林業費合わせまして、前年度比31.7%の増となっております。

6 款商工費は前年度比2.6%の減となっております。

7 款土木費につきましては、1 項の土木管理費から 5 項住宅費まで合わせまして、前年度比6.1%の増となっており、翌年度繰越し分は、道路橋梁費と都市計画費に関わるもので、合わせまして1億356万円となっており、繰越し3件分となっております。

8 款の消防費、1 項消防費は、前年度比1,589万3,827円の減で、率にして8.2%の減となっております。

5ページでございます。

9款教育費は1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、総額で対前年度比47.4%の増、3億1,473万2,663円の増となっており、こちらは給食センターの整備が主な要因となっているものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費合わせまして54%の減となっているものでございます。

11款1項公債費は対前年度比2.5%増となっており、次の12款諸支出金、次の13款予備費の支出はいずれもございませんでした。したがって、歳出合計の支出済額52億1,899万7,831円、こちら予算に対する執行率につきましては95.7%。歳入歳出差引き残額が1億4,951万9,726円となりまして、このうち基金繰入れとして7,000万円を繰入れしたところでございます。

なお、前年度比、歳出の前年度対比としましては、5.5%増の2億7,363万8,795円の増となっているものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、住民生活課長。

国保、後期高齢会計の説明を願います。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、認定第2号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計と認定第6号大衡村後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、最初に認定第2号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の59ページ、タブレットデータでは2ページのほうをお願いしたいと思います。

歳入合計でございますが、予算現額が6億643万8,000円に対し、調定額6億2,013万6,610円、収入済額が6億128万7,298円。

不納欠損額が185万8,012円。

収入未済額は1,699万1,300円でございます。

予算の執行率は99.15%となっております。

次に、60ページをお願いしたいと思います。

歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額で支出済額は5億5,326万9,530円でございます。



不用額は5,316万8,470円でございます。

予算の執行率は91.23%となっております。

歳入歳出差引き残額は4,801万7,768円となり、そのうち基金繰入金は3,000万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては歳入は決算書の事項別明細書で、歳出につきましては決算説明資料にてご説明申し上げますので、決算書63ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税でございますが、調定額9,929万9,461円に対し、収入済額8,045万149円。

収納率は81.01%となり、前年度より1.1%の増でございます。

不納欠損額185万8,012円は15名分でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、収入済額 4 億3,765万9,750円につきましては、1 節普通交付金として保険給付費相当分と、2 節特別交付金で備考記載欄の 6 件の交付金・負担金、3 節社会保障税番号システム整備費等補助金でございます。

2 目災害災害臨時特例国庫補助金は、東日本大震災による被災者の一部負担金免除に係る補助金でございます。

次のページ、64ページをお開き願いたいと思います。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定分などの法定繰入れ分でございます。

2 項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの取崩し分でございます。

6 款繰越金は前年度決算繰越金で、7 節諸収入は一般被保険者の延滞金、交通事故による求償事務委任による第三者納付金、資格喪失等に受診したものの返還金等でございます。

それでは歳出でございますが、決算説明資料でご説明申し上げます。

241ページ、タブレットデータの説明資料では103ページをお開き願いたいと思います。タブレットでは103ページでございます。

項目一般管理事業として主なものは、職員 1 名分の人件費並びに事務費等でございます。国保情報データベースシステム被保険者マスター等の保守料などが主なものでございます。

次に、連合会負担金負担事業でございますが、国保連合会への運営費に対する負担金

でございます。

賦課徴収事業につきましては、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、コンビニ収納に係る手数料及びシステムレンタル料などの費用でございます。

242ページをお願いしたいと思います。

納付奨励事業でございますが、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金、納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

運営協議会事業につきましては、村の国保運営協議会委員6名に対する報酬等や宮城県国保運営協議会連絡会市町村負担金分担金でございます。

療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、これらに係る支払い手数料分になります。前年度比1,381万910円の増となっているものでございます。

次のページでございます。

高額療養費でございますが、70歳未満の方と70歳以上から75歳未満の方とそれぞれ自己負担額の限度額が定められておりまして、自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた部分が高額療養費となるものでございます。これにつきましても、前年度比668万6,126円の増となっております。

次のページをお願いします。

出産育児諸費についてでございます。出産件数2件分でございます。

葬祭諸費でございます。国保の保険者が被保険者が死亡されて葬祭を執り行った方へ1件当たり5万円を支給するもので、15件分を支給してございます。

一般被保険者医療給付費分納付金、次の一般被保険者の後期高齢者支援分納付金、そして介護納付金の3件につきましては、県が医療費や所得の水準により決定した納付金分でございます。

共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度に対する拠出金でございます。

保健衛生普及費につきましては、レセプト点検員の人件費と保健証更新時に同封する各種パンフレット代、医療費通知、あとはジェネリック医薬品差額通知作成委託料などでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

疾病予防費でございますが、脳ドック助成8名分でございます。

特定健康診査事業費につきましては、特定健康診査と特定保健指導に係る委託料でござ

ざいまして、検診受診者数は503名でございます。

基金積立金、6款1項1目でございますけれども、財政調整基金の利息相当分の積立てでございます。

諸支出金につきましては、保険税の歳出還付と県補助金の返還金分でございます。

国保会計については、以上でございます。

続きまして、後期高齢者の部分でございます。認定第6号でございます。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

決算書については100ページ、タブレットデータ2ページをお願いしたいと思います。

歳入合計でございますが、予算減額6,604万2,000円に対し、調定額6,690万3,962円、収入済額6,648万8,622円、不納欠損額12万9,540円。

収入未済額28万5,800円となり、予算の執行率は100.68%でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳出合計の予算現額は歳入と同額で、支出済額6,517万7,450円となり、不用額は86万4,550円でございます。

予算の執行率は98.69%でございます。歳入歳出差引き残額は131万1,172円でございます。

歳入歳出の主な内容につきまして、先ほどと同じように歳入は決算書で、歳出については決算説明資料についてご説明申し上げます。

まず歳入でございますので、決算書104ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額4,382万2,207円に対しまして、収入済額4,340万6,867円で収納率98.59%ございまして、前年度より0.46%の増でございます。

不納欠損額については12万9,540円ございまして、6名分でございます。

特別徴収保険料については収納率100%、普通徴収保険料については、収納率97.80%となっております。

3款1項一般会計繰入金でございますが、1目1節の事務費繰入金は職員1名分の人件費及び事務費ございまして、2目1節保険基盤安定繰入金については、低所得者に係る軽減分と被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰入れでございます。

4款繰入金は前年度決算繰越金でございます。

5款諸収入については延滞金分となっております。

それでは歳出でございます。

決算説明資料をお願いします。

決算書255ページで、タブレットデータについては117ページをお願いします。

項目でございますが、一般管理費の一般管理事業につきましては、職員1名分の人件費及び事務費等でございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業につきましては、会計年度任用職員であります保健師1名分についての人件費でございます。事業実施自体については、健康福祉課で実施しているものでございます。

徴収費の徴収事業でございますが、納税貯蓄組合の奨励金、帳票等の印刷代、事務機借上料などが主なものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計からの繰入れへの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

次のページをお願いいたします。

拋出金につきましては、一般会計からの繰出金でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩いたします。

再開を午後2時15分といたします。

午後 2時00分 休 憩

---

午後 2時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長、下水道、戸別合併処理浄化槽、水道会計の説明を願います。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、決算書71ページをお願いいたします。

令和5年度の大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入の合計予算額2億3,608万6,000円に対しまして、調定額2億3,761万7,768円、収入済額2億2,733万388円で、予算に対して96.3%、前年と比べまして96.9%となっております。

不納欠損額は1,800円で1名分です。

この結果、収入未済額は1,038万5,580円となっておりますが、こちらの例年と比較し

まして大幅に未済額が増額になっておりますが、下水道会計が4月1日から公営企業のほうに移行したことに伴い、出納整理期間がなかったことから、3月分の使用料等が全額未収金となっていることなどが主な要因となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

予算額、歳入同額で支出済額2億2,331万5,059円、予算に対する執行率が94.6%。前年度比96.6%となっております。

不用額が1,277万941円で、こちらも例年と比較し大幅に不用額が増額になっておりますが、歳入同様、出納整理期間がなかったことに伴うもので、年度末に終了した事業関係の支出分が含まれていないことが主な要因となっております。

この結果、歳入歳出差引き額は401万5,329円となり、残額は下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により下水道会計に引き継いだものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げます。

そのままページをめくっていただきまして、75ページまでお進みいただきたいと思います。

初めに、歳入の1款分担金及び負担金につきましては、6件分の受益者負担金と糸繰ポンプ場の大和町からの負担金となっております。

2款使用料及び手数料につきましては、下水道使用料分が収納率90.2%、不納欠損1名分となっております。収納率が例年と比較して低いのは、出納整理期間がなかったことによるものでございます。

4款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金です。

5款の繰越金は前年度からの繰越金になります。

6款の諸収入につきましては、次のページをお願いいたします。雑入分のふるさと祭りの開催経費に係る助成金分となっております。

7款の村債につきましては、大日向マンホールポンプ場更新工事及び公営企業法適用化の移行業務、また、吉田川流域下水道建設負担金に係る起債の借入れ分となっております。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、歳出につきましては、決算説明資料でご説明を申し上げます。246ペー

ジをお願いいたします。

初めに、総務管理費につきましては、主なものは職員1名分の人件費と、12節委託料の下水道使用料の電算業務、それと令和5年度は公営企業法にかかる料金調定システムの改修業務を行っております。

18節の負担金及び交付金といたしまして、県の流域下水道への支払いといたしまして維持管理負担金、26節公課費の支払い消費税などが主なものとなっております。

次に、管渠管理費につきましては、汚水管64キロメートル、マンホールポンプ場13か所に係る維持管理経費で主なものは、10節需用費のマンホールポンプ場の電気料、12節委託料のマンホールポンプ場等に係る維持管理業務、また流域下水道の接続点及び特定事業所に係る水質検査業務、それと次のページをお願いいたします。

14節工事請負費の大日向マンホールポンプ場1基分のポンプ更新工事が主なものとなっております。

次に、公共下水道建設費、こちらにつきましては、主なものが職員1名分の人件費と、12節委託料が国道4号拡幅関連の下水道管移設に係る複製設計・修正設計業務と中央平地区の下水道概略設計業務分となっております。

次に、流域下水道建設費につきましては、吉田川流域建設負担金分となっております。

2款の公債費につきましては、令和5年度末未償還元金7億9,909万9,000円に係る償還元金及び利子になります。

下水道会計につきましては、以上となります。

続きまして、浄化槽会計につきまして決算書92ページをお願いいたします。

浄化槽会計歳入歳出決算について、初めに歳入について予算額合計4,727万3,000円に対しまして、調定額4,737万8,931円、収入済額4,554万8,031円、予算額に対しまして96.4%、前年度比104.5%となっております。

不納欠損額が3,700円で1名分です。

この結果、収入未済額は179万3,900円となっております、こちらも例年と比較し、大幅に増額になっておりますが、下水道会計同様、法適化に伴う出納整理期間がなかったことに伴うもので、それが主な要因となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、予算額、歳入同額で支出済額が4,106万1,927円、予算に対する執行率が86.9%、前年度比94.2%となっております。

不用額は621万1,073円で、こちらも例年と比較し、大幅に増額となっておりますが、出納整理期間がなかったことに伴うものとなっております。

この結果、歳入歳出差引額は448万6,104円となりまして、この残額は戸別合併処理浄化槽事業について公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により下水道会計に引き継いだものでございます。

続きまして、歳入の内訳といたしまして事項別明細書でご説明を申し上げます。

そのままページをめくっていただきまして、96ページまでお進みいただきたいと思っております。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金ですけれども、こちらは5件分の受益者分担金です。

2款の使用料及び手数料につきましては、令和5年度末現在401基にかかる浄化槽使用料で収納率89.8%、不納欠損は1名分となっております。

3款の国庫支出金につきましては、浄化槽5基分に係る交付金となっております。

4款繰入金は一般会計からの繰入金です。

5款繰越金は前年度からの繰越金となっております。

次のページをお願いいたします。

7款の村債につきましては、浄化槽新設5基分と、公営企業法適用化移行業務に係る起債借入れ分となっております。

歳入については、以上となります。

歳出につきましては、決算説明書でご説明を申し上げます。254ページをお願いいたします。

初めに、合併処理浄化槽の管理費です。

こちらは、令和5年度末現在401基分に係る浄化槽の維持管理経費で、主なものは10節の需用費はブロー修繕等に係る修繕料、11節役務費は7条検査及び11条検査の法定検査手数料、12節委託料は浄化槽本体の保守点検、清掃業務と浄化槽使用料の電算業務、また、令和5年度は法適化にかかる料金調定システムの改修業務を実施しております。

22節の償還金利子及び割引料は、浄化槽使用料の返還金が主なものとなっております。

次に、合併処理浄化槽建設費につきましては、主なものといたしまして14節工事請負費の浄化槽新設5基分の設置工事費となっております。

2款の公債費は、令和5年度末現在の未償還元金8,506万1,000円に係る償還元金及び

利子になります。

浄化槽会計につきましては、以上となります。

続きまして、水道会計につきましては108ページをお願いいたします。

初めに、水道会計の収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款の事業収益、予算額合計2億5,479万1,000円に対しまして、決算額2億6,219万2,507円となっております、前年度比0.7%の減となっております。

内訳といたしまして、第1項の営業収益の主なものといたしましては、水道料金が全体の99.5%を占めておりまして、前年度比2%の減となっております。

第2項の営業外収益の主なものといたしましては、水道の加入金、下水道会計と浄化槽会計からの料金徴収業務委託金、一般会計補助金などで、前年度比6.4%の増となっております。

続きまして、支出、第1款事業費用の予算額の合計額1億3,688万9,000円に対しまして、決算額が2億3,056万8,168円、前年度比2.2%の増となっております。

内訳といたしまして、第1項の営業費用の主なものといたしましては、県からの受水費、施設の保守点検委託料、修繕費、人件費、減価償却費などで前年度比2.7%の増となっております。

2項の営業外費用の主なものといたしましては、企業債利息と支払い消費税で、前年度比11.8%の減となっております。

3項の特別損失につきましては、不納欠損5名分となっております。

次のページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出についてで、収入につきましては、第1款資本的収入の予算額合計9,973万8,000円に対しまして、決算額3,401万5,716円となっております。

内訳といたしまして、第1項の開発負担金につきましては、1件分の開発負担金です。

第2項の工事負担金につきましては、県道の石巻鹿島台色麻線歩道整備関連の水道管移設工事分に係る県からの補償費分となっております。

次に支出についてですが、第1款の資本的支出予算額合計1億9,887万4,000円に対しまして、決算額7,180万3,405円。それと翌年度繰越し額は1億2,581万円となっております。このうち、第1項の建設改良費の主なものといたしましては、駒場幹線の配水管布設替工事、衡東ポンプ場送水ポンプの更新工事、国道4号拡幅関連の水道管移設工事分となっております、繰越し額につきましては、国道4号の拡幅関連の移設工事分とな



っております。

第2項の企業債償還金につきましては、令和5年度末の未償還元金1億3,688万5,289円に係る償還元金となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,778万7,689円は、過年度損益勘定留保資金で補填をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、まず、営業利益といたしましては883万2,533円の赤字。その下の経常利益につきましては、3,029万9,912円の黒字。最終的な、当年度の純利益といたしましては、2,981万5,065円の黒字となっております。その右側ですけれども、キャッシュフロー計算書になります。1の営業活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフロー、合わせまして令和5年度中の資金の増減額は、3,424万8,644円の減となりまして、資金の期末残高は5億2,372万1,940円となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

(4)の余剰金計算書についてですが、当年度の変動額といたしましては、開発負担金の受入れと当年度の純利益、合わせまして3,183万6,745円の増額であったことから、当年度末の残高は、前年度比4.7%増の9億1,151万180円となっております。

(5)の余剰金処分計算書につきましては、表のとおりで当該年度の処分はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

まず、1の固定資産の合計額は前年度比3.4%増の9億7,215万4,059円。

2の流動資産の合計額が前年度比3.9%増の6億1,301万8,887円となっております。その右側に上段部分になりますけれども、負債の部の合計額、前年度比3.6%増の6億7,366万2,766円。その下段の部分、資本の部の合計額が9億1,151万180円となりまして、負債資本の合計額は15億8,517万2,946円となりまして、全前年度比3.6%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

(7)の重要な会計方針に係る事項に関する注記及び10ページ以降に付属資料といたしまして添付しておりますので、こちらにつきましては、後ほどご覧頂ければと存じま

す。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 次に健康福祉課長、介護保険会計、説明願います。

健康福祉課長（金刺隆司君） 認定第4号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の79ページ、データのほうは2ページになります。お開き願います。

歳入予算の合計6億7,525万1,000円、調定額6億7,918万4,076円、収入済額6億7,600万6,177円、不納欠損額89万3,620円、収入未済額228万4,279円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

歳出済額6億5,529万6,820円で、予算に対する執行率は97%。差引き額は2,070万9,357円となっております。

歳入については事項別明細書でご説明申し上げますので、決算書の83ページ、データのほうは7ページになります。お開き願います。

1款1項1目、1号被保険者保険料、収入未済額、228万4,279円。収納率は現年度分が99.30%、過年度分の収納率が6.08%となっております。

年度末の1号被保険者数は1,686名でございました。

3款1項1目介護給付費負担金、法定負担率は、給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金、標準給付費に対する交付割合は4.06%となっております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）補助率25%、3目、4目は、補助率38.5%となっております。

次のページをお開き願います。

5目保険者機能強化推進交付金は任意事業に関わる補助金で、6目保険者努力支援交付金は、総合相談事業や一般介護予防事業等に関わる補助金でございます。

7目その他補助金交付金は、介護保険システム改修に係る補助金となっております。

4款1項1目介護給付費交付金、40歳から65歳未満の2号被保険者に関わる負担分で負担率は27%となっております。

2目地域支援事業交付金、負担率は同じく27%となっております。

5款1項1目介護給付費負担金、居宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

ます。

3項11地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）補助率は12.5%となっております。

次のページをお開き願います。

次のページ2目、3目、こちらは補助率19.25%となっております。

7款1項1目介護給付費、給付費繰入金、法定負担率、村の負担率は12.5%相当となっております。

2目その他一般会計繰入金、職員1名分の人件費相当分及び介護認定等に係る事務費の繰入れとなっております。

3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）負担率12.5%で、いきいきサロンと介護予防事業に関わる事業費分となっております。

4目、地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）負担率19.25%で、職員1名分の人件費相当とケアプランと包括支援事業に関わる事業費分となっております。

5目の低所得者保険料軽減繰入金は保険料軽減分で、6目地域支援事業繰入金、包括支援事業（社会保障充実分）は負担率19.25%となっております。

次のページをお開き願います。

8款1項1目は、令和4年度決算に関わる繰越金でございます。

9款2項2目雑入、2節後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金は、いきいきサロン事業の委託料のうち後期高齢者の割合相当分の補助金でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

歳出のほうは決算説明資料での説明となりますので、説明資料の248ページ、データは110ページになります。

こちらのほうをお開き願います。

総務管理費、一般管理費一般管理事業の主なものは、職員1名分の人件費及び委託料でございまして、制度改正に伴うシステム改修費と介護保険事業計画策定業務に伴う分でございます。

徴収費は、賦課徴収事業と納付奨励事業分で、保険料賦課徴収に伴う各種帳票等の印刷代、郵便料、コンビニ収納ソフトウェアレンタル代が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

認定審査会費は、認定調査等事業と認定審査会共同設置事業でございまして、主なも

のは、認定調査員の報酬、及び主治医意見書の作成料、一部事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金でございます。

次の運営協議会費は、介護運営委員会委員の報酬及び費用弁償でございます。

介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費から、次のページの地域密着型介護サービス給付費に係る介護サービス区分ごとの給付費でございます。

高額介護サービス等費は、高額介護サービス等費、償還分1,062件、現物分80件、次のページをお開き願います。

介護医療合算介護サービス費63件分の給付費となっております。

その他諸費は、介護給付費支払い審査に関わる取扱い手数料でございます。

特定入所者介護サービス等費は、入所施設利用者の食費居住費の負担限度額を超える分の補足給付でございます。

介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、総合事業の訪問サービスや通所サービスに係る介護予防生活支援サービス負担金でございます。

一般介護予防事業費は、保健師1名分の人件費となっております。

包括的支援事業任意事業は、総合相談事業費と、次のページの任意事業費でございます。地域包括支援センター運營業務委託、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者の集い、紙おむつ支給費が主なものでございます。

その他諸費は、総合事業の審査に関わる手数料でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てで、年度末の基金残高は2,294万9,000円となっております。

償還金及び還付加算金は、令和4年度分の国、県及び支払い基金への精算による返還金でございます。

介護保険勘定特別会計についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君）　ここで、監査委員から令和5年度各種会計の決算審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員　和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君）　初めに、今年の審査意見書は昨年度と様式を変えております。

1番表の表に去年までは大衡村各種会計歳入歳出決算審査意見書ということで、今年は

等という言葉を入れています。その1つ先ほど言いましたけれども、この決算意見書の中に財政健全化審査意見書、先ほど言った経営健全化の審査意見書も含めたということで等という形にしております。

それから、まず目次を見ていただきたいんですけども、昨年まで意見書の中に財政分析の指標を監査委員がつくって見せていたんですけども、今年は、決算書の中で、執行部でつくってる決算書の中の財政分析の中の指標の中に、今まで監査委員がつくっておった財政分析の指標や目的別歳出とか性質別歳出、そういった表を、今度は決算書の中に企画財政のほうで入れてもらうようにしております。

目次を見てもらうと分かるんですけども、まず、大衡村各種会計歳入歳出決算審査意見書、それから次のページ、大きな村水道事業会計決算審査意見書、そして1番下のほうに財政健全化審査意見書及び経営健全化申請意見書ということで1つの決算と審査意見書としております。

それでは、まず初めに、大衡村の各種会計歳入歳出決算審査意見書。

1ページになります。そこをご覧頂きたいと思います。審査の対象については同じ内容ですけども、令和5年度の下に1から6までありますけれども、大衡村の各種会計6会計の歳入歳出の決算を対象としております。1から6までの会計ですね。

それから、2審査の期間については6月25から7月25まで、これ1か月間ずっとやっていたわけではなくて、その中で意見書をまとめたということでご理解願います。

それから、この1か月の中で各課から決算概要の聴取を7日間受けております。各課の課長及び担当の職員から聴取を受けて実施しております。

3番、審査の方法については、例年通り同じく、あと、さらに例月出納検査を毎月やっておりますので、その審査を踏まえて実施しております。

4番の決算の概要ですけども、6ページを見ていただくと、一般会計と特別会計の決算の内容が分かるわけです。一般会計の歳入、決算額は53億6,851万7,557円で前年度に比べ2億2,647万6,525円、4.4%の増となっております。その増となった要因は、村税の固定資産税、現年分、1億2,194万5,110円の増、それから、基金繰入金、3億4,672万7,445円、地方債9,160万円、繰越金5,542万8,575円。それらの増により、歳入の決算が多くなっております。

それから、一般会計の歳出決算額については52億1,899万7,831円で前年度に比べ2億7,363万8,295円、5.5%の増となります。

最初の増となった要因は、職員増とベースアップによる人件費、それから村道舗装補修や水道工事、給食センター整備工事等の建設事業費が増になったということでありませう。

あとページ、16ページになりますけれども、特別会計の歳入決算総額は16億1,666万516円。前年に比べ1,767万7,514円、1.1%増となっております。

歳出についても前年より2.0%増となっております。

それから、各種基金の年度末現在高、これは19ページに載っていますけれども、52億7,650万8,243円となり、前年度より3億9,028万6,392円の減となっております。

減となった主なものは、先ほど申し上げましたけれども、学校給食センター整備に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金3億4,749万3,962円の減、それから減債基金が7,999万4,000円の減、それから財政調整基金が4233万の減等が基金の減となった要因であります。

また20ページなんですけれども、その際の年度末残高は、前年度よりも7,363万7,000円減少しているということでもあります。

5番の審査結果及び意見、ここからが大事なんですけれども、(1)総括ですけれども、一般会計及び各種会計の歳入歳出決算における計数は正確であるということをお認めております。認めているっていうか行政運営の基本原則にのっとってやっているっていうことで、適切な事務処理を務められたということが言えると思います。

(2)の意見、不用額について、これは毎年出てくるんですけれども、この不用額については、いろいろ賛否両論いろんな意見があるんですよね。事務執行部側としては事務事業を経費削減して節約したということで不用額が出たんだということなんですけれども、ここに載せていますけれども、不用額の額が多いということは、予算の効率的な執行上好ましくなく、最終予算補正の時期までに執行状況の把握に努め、適正な予算管理に努めていただきたいということですね。これは不用額の予算残額を把握するっていうのは、多分執行部側としてはなかなか難しいと思うんですけれども、ここに載せてありますけれども、効率執行の観点から予算不用額をなるべく少なくしてほしいということです。

イ、不納欠損処理について、これも毎年述べているわけなんですけれども、令和5年度は昨年度よりも不納欠損額が減っております。この不納欠損については、地方税法、あと村の私債権管理条例及び村の私債権管理条例施行規則に基づき適切に不納欠損処理され

ているとのものであります。しかしですね、村税の負担公平性の観点からも極力不納欠損を出さない、減らすという努力をしていただきたい。それには個々の滞納者の個々の実態を常に把握していただきたいというですね。そしてきちんとした不納欠損していただきたい。これは、まず、貴重な村の一般財源でありますので、創意努力をもって、不納欠損処理については当たっていただきたいなと思います。

ウ、税の収納率向上について、これは不納欠損処理ともちょっと絡んでくるんですけども、特に収納率向上については、国保会計の収納率が先ほど課長からも説明ありましたけれども、79.9%前年度、それより1.1%の増の8.1%ということになってはいますけれども、これは国保税の不納欠損15名分185万8,012円なったということも影響しているのかなと思われま。

予算流用及び予備費充用について、これも毎年言っていることなんですけれども、予算の流用については、地方自治法第220条第2項において、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを利用することができるとなっております。本当にやむを得ない事由によってやっているのかというのを慎重に判断していただきたいなと思っております。

さらに予備費の充用についても、ここ数年の予備費の充用額が非常に多くなっております。充用した理由がはっきりとは分からないんですけれども、予備費の充用はそもそも災害や予測しがたい緊急の支出の必要が生じた場合に予備費が充当できるとしているもので、必要不可欠な最小限にとどめるべきであると思われま。

それから、財政計画について、これは現在、第2次大衡村財政計画、平成30年に策定したものがあるんですけれども、その財政計画の中では、見直しを令和9年度までとしていますが、今後の大衡村の総合計画等の実施計画に財政面的に裏づけるにはちょっとかけ離れているんでないかと思われま。財政環境がこれからですね大きく変化しつつある大衡村にあって、本村に合った財政計画を策定し、長期的展望となっておりますけれども、中長期的展望に立って財政運営を行っていくべきだと思います。

カ、時間外勤務手当について、これは時間外勤務手当についても毎年出てくるんですけれども、働き方改革関連法における労働上限規制を超えた時間外勤務を行った職員が見受けられ、また、時間外勤務を常態化している職員も見受けられた。これは一昨日の一般質問の中でも課の編成ということがありましたけれども、今後、各業務における職員配置や組織の見直し、さらには、庁内課内でのOJT、これはオンザジョブトレーニ

ングっていうんですけれども、簡単に言えば、先輩が後輩に必要な知識やスキルを伝承していきっていう。教えながらをやっていくなかなか難しいんですけれども、こういった取組をしながら業務やっていきっていうのも必要なのかなと思われま。

キ、事務補助金の交付事務について、これは事務事業補助金の交付事務については、補助金交付がなされた場合、速やかに審査権事務を行い、交付決定後は遅延することなく、補助金を支払いように努められて事務処理をきちんとやりなさいってことです。

ク、空き家対策事業について、村のホームページによる空き家バンクの登録呼びかけ、空き家、物件情報のなどの公開や、空き家、家財等片づけ支援補助金と空き家等解体事業補助金の各補助制度、令和6年4月に施行に取り組まれたことは評価できます。ただし、令和5年度に計画した空き家の実態調査費6万円は未執行であったのは残念であります。空き家対策事業については、なかなか大変であろうかと思われまけれども、これから担当課、庁内だけでこの空き家対策の対応というのはなかなか難しい、限界なのかなと思われま。そこで、民間のノウハウなんかを取り入れてやっていったらどうかとも思っておるところであります。

ケ、新地域交通システム事業について、令和5年4月より住民バスと代替バスを廃止し、バス2台を使用し、用途変更し4台による新しいスクールバス体制に移行したデマンド型交通も2台に増便したことにより使いやすく拡充され、年間委託料においても約1,600万削減されたことは大変評価するところであります。しかし、昨日細川議員も言いましたけれども、試行をやってからもう3年ぐらいたっているんですけれども、早く本格運行をへの移行をすべきではないかということであります。

コ、学校給食センター整備事業について、これは新しく学校給食センターができたわけですけれども、令和5年7月中に完成し、8月下旬に新しい給食センターの供用を開始するってことで始められた整備事業です。

機械設備設計の不備により、充電設備の変更から工期延長になったということは、10月10日ということで非常に遅れてしまった。これは大変反省すべき教訓事項ではないかということであります。これからは、こういったことがないように更新整備事業等においては、こういったことがないように努めていただきたいと思います。

サ、老朽化した公共施設の方向性について、これも昨日赤間議員の一般質問でありましたが、その中で村のほうの今後の対応が示されましたけれども、さらに検討して早く



方向づけをすべきであると思います。

シ、各種団体に対する補助金について、負担金・補助金について、これは村内にある各種団体いっぱいありますけれども、そこに対する負担金補助金、担当課において実績報告書を審査し、その団体の事業の効果を検証し、交付する負担金補助金の額が今の額が妥当かというのを再確認して、適正な交付に取り組まれている。これは、毎年予算編成時において、前年と同じような予算計上、この団体には同じような予算、補正予算、予算をいいだろうというようなことでなくて、ちゃんと検証して、予算、補助金、負担金を適正に交付していただきたいということでもあります。

それから、水道事業、水道会計の意見書は21ページになります。

水道事業会計の意見については、前年同じように一般と同じように各会計から出された書類を見て、さらには、例月出納検査を踏まえて、あと担当課長と担当者から説明を聴取し、慎重に審査を実施しております。

4番の決算の概要については、(1)事業の概要、水道事業は村民に対し、水道水を供給するものである漆沢ダムを水源として大崎広域水道からの受水となっております。

次のページの表になってはいますが、この事業概要でありますけれども、ここで給水人口とか戸数とか載っていますけれども、令和5年、4年と比べると、給水人口は減っていますが、給水戸数は僅かながら増えております。ここで年間総給水量が昨年と比べると7,533立米の減となっております。これはちょっと担当課に聞くと、ソーラーフロンティアが撤退したことによる減だと思うんですけども、という回答でありました。

(2) 予算額に対する決算額、①の3条予算収益的収入及び支出。あとイ)ですけれども水道事業の収益。その下のほうに収益合計が2億4,115万9,000円。前年度が2億4,315万9,000円。前年度より99.2%となっております。

それから、ロ)水道事業費、これは費用合計2億1,134万4,000円、前年度は2億672万円。前年度比102.2%となっております。

そして収益ですけれども、2億4,115万9,000円から費用の収益から費用引いて、2億2,981万5,000円。これが当年度の純利益となります。これは前年度比よりも662万4,000円の減となっております。

②資本的収入及び支出、4条予算ですけれども、イ)収入資本的収入については、ここに載っている収入合計が3,401万6,000円。この内容を見ますと、ロ)資本的支出、支

出合計が7,180万3,000円。前年度より2,211万円の増となっております。

その下の資本的収入及び支出。ここで資本的収入が3,411万6,000円、それから資本的支出が7,180万3,000円。そして、その差引きがマイナス3,778万7,000円となっております。前年度はマイナス3,941万1,000円となっております。この不足額は、過年度損益勘定留保資金で補填されております。過年度留保資金で補填されたということは、留保資金が確保されているということで、今のところ大丈夫かな、健全な運営しているのかなということが言えると思います。

それから23ページのほうは、ここは収入と支出の前年度の対比になっていきますので、ご覧頂きたいと思います。

あと前年度未納額の中で、不納欠損額、これ先ほど、午前中に報告第10号で水道のうち債権の放棄というのは報告ありましたけれども、不納欠損しているということで、平成25年から平成30年までの80件、48万4,847円を不納欠損という形で下ろしております。

以上となります。

最後に、この決算、意見について8月21日に村長3役ほか、各課長、それから参事、あと会計担当者にお集まり頂いて、この御意見をもとに講評とそして報告会を開催していることを申し添えます。以上です。

議長（高橋浩之君） ご苦労さまでした。

これより、ただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております令和5年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、令和5年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました7件の議案審査については、会議規則第

46条第1項の規定により、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会委員長、副委員長を選任していただくため暫時休憩します。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。暫時休憩といたします。

午後 3時07分 休 憩

---

午後 3時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

委員長に文屋裕男君、副委員長に佐々木金彌君が選任されました。

ここでお諮りします。

決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月6日から9月12日までの7日間を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

なお、9月13日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時20分 散 会